

入札説明書に関する回答書

日付

令和元年8月9日(金)

大阪はびきの医療センター 実施設計・施工一括発注方式業務委託
の総合評価一般競争入札にあたり、下記の質問に対し回答いたします。

質問 No.	質問箇所		質問事項	回答
	交付資料名	NO.または ページ番号		
1	入札説明書	P.1 4.(3)イB	近隣対策業務には、具体的にどのような業務が含まれのかご教示ください。	工事に起因する振動、騒音、粉塵等の一般的な環境対策及び工事内容の説明、周知を行う業務が含まれます。
2	入札説明書	P.2 4.(3)ウ	「ウ その他、上記業務内容を実施するために必要となる関連業務」の具体的な内容をご教示ください。(要求水準書P.5の記載でも判然とないためです。)	コストコントロール、別途工事との調整、医療センターからの依頼工事対応、検査関連書類作成・提出、補助金申請資料作成等の業務となります。
3	入札説明書	P2	4(5) 契約工期について、契約工期の終了時とは、工事完成時を指すのでしょうか、あるいは引渡し完了時を指すのでしょうか。	令和4年(2022年)12月27日(火)に引渡し完了を指します。
4	入札説明書	P.2 4(6)	「本入札は、郵送(書留郵便)又は宅急便(以下「郵送等」という。)により入札参加申請書類及び入札書等の提出を行う。」とあります。持参や電送でないことを前提に、バイク便等の手段も可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	入札説明書	P.3 5(7)	「この公告の日から開札の日までの期間において、」とあります。万一、入札参加停止等に該当した場合でも、それが開札の翌日以降であれば、必要資格は満たしていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、P12の28(2)に記載のとおり、契約を締結しないことがあります。
6	入札説明書	P4	5(14)イ(ア) 「基本設計業務」を受託した者の、本件「実施設計・施工」の期間における業務・役割をご教示ください。	要求水準書P4、P5に示しており、実施設計においては基本設計意図伝達業務を行うことを予定しています。施工期間の基本設計業務受託者の業務・役割については現時点では未定です。
7	入札説明書	P4	5(15)イ(ア) 「実施設計等コンストラクション・マネジメント業務」を受託した者の、本件「実施設計・施工」の期間における業務・役割をご教示ください。	コンストラクションマネジメント業務委託仕様を基本とし、加えて総合評価における技術提案やVE提案の履行確認等を行うことを予定しています。施工期間のコンストラクションマネジメント業務委託は未定です。
8	入札説明書	P4 5(13)	300床以上または30,000㎡以上の免震の病院の新築または増築の経験のある監理技術者は、研究棟等解体工事の工事時点ではなく、新病院建設工事の着工までに配置されれば足りるかと考えてよろしいでしょうか。なお、この場合に解体工事時点では別の監理技術者を配置するものとします。	ご理解の通りです。ただし、解体期間中であっても、新病院建設に関わる打合せ等には、出席をすることを条件とします。
9	入札説明書	P4. 5.(14)ウ(エ)	配置予定技術者の内、構造担当主任技術者・電気設備担当主任技術者・機械設備担当主任技術者は、入札参加申請時には、通知する必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

10	入札説明書	P.6 8	予定価格を事前公表されていますが、万一、全社が予定価格を超過した場合、最低札と応札者と随意契約協議をすることはないと理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	入札説明書	P.7 13	既存施設現況図の閲覧が可能とのことですが、解体建物については、構造図及び周辺インフラ設備図・電気図のデータを頂くことは出来ませうでしょうか。	データをお渡しすることはできませんので、閲覧をお願いします。なお、図面の写真撮影は可とします。
12	入札説明書	P7	11 要求水準書等に関する質問及び回答について、質問の受付が9月4日まで、質問の回答が9月13日とありますが、10月17日期日のVE提案に伴う検討・積算期間を考慮すると期間が短いと思料いたします。ついては質問及び回答を1週間以上前倒しすることは可能でしょうか。	要求水準書等に関する質問及び回答の日時については入札説明書等に記載の通りです。
13	入札説明書	P7	13 現地視察及び見学及び既存施設現況図の閲覧等について期間は8月28日から9月3日までとありますが、10月17日期日の技術提案に伴う検討・積算期間を考慮して、期間を可能な限り前倒しすることは可能でしょうか。	現地視察は、病院内の予定を考慮して決定していますので変更は不可です。
14	入札説明書	P7 13	現地視察及び見学及び既存施設現況図の閲覧等について、現地視察等が可能な回数や参加人数の制限があればご教示ください。	視察、閲覧可能時間は150分以内とし、人数は10名以下とします。なお、回数は1回とします。
15	入札説明書	P7.13	現地視察及び見学及び既存施設現況図の閲覧等につきまして、出席可能人数は何名まででしょうか。	10名以下とします。
16	入札説明書	P7.13	現地視察及び見学及び既存施設現況図の閲覧等につきまして、全体でどのくらいの時間を想定されていますでしょうか。	150分を上限とします。
17	入札説明書	P7	13 現地視察及び見学および既存施設現況図の閲覧について既存図面は閲覧とのことですが、閲覧だと把握しにくいので主要図面を配布していただくことは可能でしょうか。	閲覧のみを可とします。なお、図面の写真撮影は可とします。
18	入札説明書	P7	13 現地視察及び見学及び既存施設現況図の閲覧について現地視察及び見学の詳細についてお教え下さい。(視察範囲・対象、視察可能人数、視察時間、複数回の視察が可能か、等)	詳細は、別途ご案内いたします。視察、閲覧可能時間は150分以内とし、人数は10名以下とします。なお、回数は1回とします。
19	総合評価共通入札説明書(はびきの)	7ページ 11の(1) 16ページ	要求水準書等に関する質疑受付期間が、7ページでは9月4日(水)午後5時までとあり、16ページでは9月4日(水)午後4時までと記載されていますが、どちらが正でしょうか。	午後5時までとします。
20	入札説明書	P.8 16(1)	「開札は、入札参加者からあらかじめ医療センターが選定した入札立会人2者と当該入札事務に関係のない医療センター職員の立会いの上、行うものとする。」とありますが、入札参加者各社から最低1名の立会いを認めて頂くようお願いいたします。(P.9の「傍聴」により開札の様子を直接確認できる場合はこの限りではありません。)	傍聴は可能です。
21	入札説明書	P9 16(2)エ	入札立会人をやむをえない事情により辞退する場合、理由を明記した書面の提出は、大阪はびきの医療センター事務局新病院整備グループへ開札日の前日までに郵送により提出することと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

22	入札説明書	P9 18	入札参加者が1者であっても、入札価格が予定価格の制限の範囲内であれば落札者になりうると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
23	入札説明書	P.10 23	「審査委員会」の構成メンバーをご教示ください。また、各入札参加者の技術評価点は各審査員による加点の平均点によるものでしょうか。	審査委員は、学識経験者3名、病院関係者1名で構成します。公表については、落札者決定後を予定しています。技術評価点の加算点は、各評価項目ごとの審査委員による採点の平均を合計します。
24	入札説明書	P.11 25	「落札者を決定した場合は、その金額(契約希望金額)を請負代金額とする。」とありますが、VE提案による金額の変更は契約時点では反映されないでしょうか。	ご理解の通りです。
25	入札説明書	P11	23(5) ①VE提案の採否結果はどのような形で、いつ示されますか。 ②採用されたVE提案は必ず実施されますか。	VEの採否については、契約以降の協議により決定します。
26	入札説明書	P11	23(5) VE提案の費用効果は入札書に反映しないとありますが、バリューアップ提案(建設工事全体のコストは増加するが、ライフサイクルコストの縮減効果が得られる提案)によりコストが増額する場合も、入札書に反映しないと理解してよろしいですか。	ご理解の通りです。
27	入札説明書	P12	27(2)ア前払について、執行限度額の金額は税別金額と理解してよろしいでしょうか。	総額(税込み金額)です。
28	入札説明書	P.12 28	「大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け」た場合でも、P.10の4行目の記載と同様に要綱別表6(安全管理措置)(2)イに該当した場合は免除されると理解してよろしいでしょうか。	入札保証金及び落札者が契約を締結しないときの違約金については、入札説明書P.9、P.10の20 入札保証金 に記載の通りです。契約手続等については入札説明書P.12の28 入札手続等 に記載の通りです。
29	入札説明書	P12 28	「地方独立行政法人大阪府立病院機構入札参加停止要綱別表6(安全管理措置)(2)イの規定により」とありますが、当該免除の規定を「(安全管理措置)六 入札参加資格者が機構発注工事等の契約の履行に当たり安全管理の措置が不適切であったため、次の(1)～(3)のいずれかに該当することとなったとき。」全体としていただけないでしょうか。	入札保証金及び落札者が契約を締結しないときの違約金については、入札説明書P.9、P.10の20 入札保証金 に記載の通りです。契約手続等については入札説明書P.12の28 入札手続等 に記載の通りです。
30	入札説明書	P13	30 違約金の算定の仕方(算定式)をご教示ください。	契約金額を総合評価点(落札者)で除することにより一点あたりの金額を算出します。次に履行を確認できない部分に該当する総合評価項目の配点の合計に一点あたりの金額を乗じて計算します。
31	総合評価一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)		「※特定JVの場合は、共同企業体協定書を添付すること。」とありますが、特定JVではなく単体建設企業と設計企業のグループにて入札参加する場合は、共同企業体協定書の提出は不要との認識でよろしいでしょうか。	必要です。
32	総合評価一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)		申請者名欄について、単体建設企業と設計企業のグループにて入札参加する場合は、両社の名称を記載すればよいでしょうか。もしくは、当欄はあくまで施工業務を行う会社の名称を記載すればよいでしょうか。	両社の併記をお願いします。
33	入札確認申請様式	様式3-1号 契約実績調書 (施工実績)	特定JVでの施工実績病床数を記載する場合、実際の病床数と、入札説明書P4,5(12)イに記載された式によって算出した病床数のどちらを記載すれば宜しいでしょうか。	式計算による施工実績(病床)が共同企業体としての施工実績(病床)を超える場合は、共同企業体としての施工実績(病床)が上限となります。例)JV実績(350床)×出資比率(70%)×2=490床の場合は、350床となります。

34	入札確認申請様式	様式3-1号 契約実績調書 (施工実績)	履行期間は設計期間を除く、施工期間のみを記載するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
35	入札確認申請様式	様式3-1号 様式3-2号 契約実績調書	施工実績・設計実績についての契約実績調書に金額(工事金額・設計対象工事金額)を記入する欄がありますが、当該発注者の要望により、金額を開示することができない場合、「発注者の要望により金額省略」と記載の上、様式に添付する契約書などの金額部分は黒塗りとしてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
36	契約実績調書(施工実績) (様式3-1号)		延べ面積や病床数も含め、全ての項目をCORINSで証明できる場合は、CORINSの写しのみを添付すればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
37	委任状(様式6-2号)		「共同企業体と契約する場合に必要」とありますが、単体建設企業と設計企業のグループにて入札参加する場合も、委任状の提出は必要との認識でよろしいでしょうか。	必要です。
38	様式	第7-4号 第7-5号	「※数量と単価の明細提出のこと。(様式自由)」とありますが、入札段階で詳細な内訳明細を提出することは困難と思料します。つきましては、本記載を削除していただくか、中項目程度の内訳にとどめていただくようご検討をお願いいたします。	提出を求めます。
39	詳細設計付工事請負契約書(案)	P19 第41条 第2項	各年度ごとの前払金として請求できる金額について、請負金額の割合をご教示ください。	入札説明書に記載の通りとします。
40	詳細設計付工事請負契約書(案)	P21 第46条 第1項	各会計年度における請負代金の支払いの限度額(請負代金に対する割合)についてご教示ください。	入札説明書に記載の通りとします。
41	詳細設計付工事請負契約書(案)	P23 第48条 第3項	各会計年度において、部分払いを請求できる回数についてご教示ください。	入札説明書に記載の通りとします。
42	詳細設計付工事請負契約書(案)	第1条第5項、別記「個人情報特記事項」	この契約における「個人情報」定義をお教え下さい。また、具体的にどのような情報を想定されているのかお教えください。	個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第三項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。))を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) イ 個人識別符号が含まれるもの
43	詳細設計付工事請負契約書(案)	第36条第1項	設計成果物の変更が請求された場合、その費用を請求することは可能でしょうか。	詳細設計付工事請負契約書(案)第36条第1項に記載の各条文に示す通りです。
44	提出書類について(技術提案資料作成要領)	1	提出書類「総合評価一般競争入札参加資格確認申請書」の留意事項の内、「・日付は書類を提出する日とすること。」とありますが、郵送等で発送する日の日付を記入するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

45	提出書類について	P3	入札書等の日付は書類を提出する日とすることとありますが、入札心得第6条では、開札日とすることとあります。どちらが正しいのかご教示ください。	書類を提出する日付としてください。
46	提出書類について	P.4	技術提案書について「1つの項目につきA3 版片面 1枚程度とする。」と記載がありますが、1つの項目につきA3片面2枚以上になってもよろしいですか？	各書式枠外に記載の通り、A3版片面1枚でお願いします。
47	提出書類について	P.4	技術提案書について「文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。」と記載がありますが、イラスト、イメージ図で使用する文字の大きさについては当規定の対象外と考えてよろしいですか？	ご理解の通りです。
48	提出書類について	P4. ⑤イ	技術提案書は1つの項目につきA3版片面1枚程度とありますが、程度とは、2枚でも可との理解でよろしいでしょうか。	各書式枠外に記載の通り、A3版片面1枚でお願いします。
49	提出書類について	P4	技術提案作成要領 1.④ 資料の作成にあたっては入札参加者を特定できる内容または名称を記入しないこととありますが、自社の名称が入らず、参加者を特定することが困難な固有の技術名の記載は可能と考えてよろしいでしょうか	よろしいです。
50	提出書類について(技術提案資料作成要領)	4ページ ⑤のイ 6ページ (3)のイ	「1.技術提案書について」と「2.VE提案書について」のそれぞれにおいて「電子データ(PDF形式)を保存したCDを1枚提出すること」とありますが、1枚のCDに技術提案書とVE提案書のデータを保存して提出すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
51	提出書類について	P.6	ライフサイクルコスト低減の効果額の計算根拠を提示する必要はありますか？	効果額の概算をご提示ください。
52	提出書類について	P.6	ライフサイクルコスト低減の提案にあたり、VE提案として提出する効果額の基準は30年で500万円以上と考えればよろしいですか？	30年分の効果額が500万円以上と考えてください。 例)効果額500万円 \leq イニシャルコスト(増)—ランニングコスト(減)
53	提出書類について	P.6	ライフサイクルコスト低減は30年分の効果額を提示すればよろしいですか？算出の基準となる期間をご教示ください。	30年分の効果額をご提示ください。
54	提出書類について	P6	2(4)ア VEの考え方について 「院内スタッフと協議して決定した事項については、採用しないこともある。」とありますが、提案がその内容に該当するか、事前に確認する方法はありますか。	「決定した事項」を「今後決定する事項」に変更してください。 VEの採否については、契約以降の協議により決定します。
55	提出書類について	P.7	VE提案について「主要諸室の面積は各室諸元表に示す数値とするが、柱の形状や寸法の変更等に伴う微修正は可能とする。」と記載がありますが、全体の延床面積と同じ+3%を許容範囲と考えればよろしいですか？	諸元表の諸室面積は、遵守してください。 延床面積は、+3%を許容範囲としてください。
56	提出書類について	P7	2(4)イ① 配置計画にかかわるものについて、 建物配置計画は変更できないとありますが、建物位置をずらすことは全くできないとの理解でよろしいでしょうか。	他に支障をきたさないのであれば、数M程度は可能と考えてください。
57	提出書類について	P7	2(4)イ② 面積・高さにかかわるものについて、 延べ面積は+3%を許容範囲とするとありますが、面積減に対する制限はありますか。	面積減は認めません。

58	技術提案資料作成要領	P4	1. 技術提案書について ⑤ イ には技術提案書は1つの項目につきA3版1枚程度とするとの記載がありますが、入札関連書式の技術提案書式には、A3版1枚に提案内容を全て記載するような書き方になっています(例:様式第8-2号では提案内容①～最大⑤までをA3片面1枚に記載してくださいと記載)。 入札関連書式の技術提案書式を正として、各様式につきA3片面1枚にまとめる(様式8-2号の場合、5項目を合わせてA3片面1枚にする)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
59	技術提案資料作成要領	P6	2.VE提案書について (3)VE提案の書類 ア (iv)参考工程表 ですが、VE提案項目1つにつき、工程が変更になるものについて参考工程表を提出するという理解でよろしいでしょうか。	(iv)参考工程表は、技術提案やVE提案に関わらず当該実施設計業務と施工業務の全体工程表を前提として求めるものです。ご質問通り、技術提案やVE提案で工程が変更になる場合は、合わせて分かり易く明示してください。
60	秘密保持誓約書	第4条	「当社は、本入札以外の目的で、貴センターより提供された本件情報を第三者に漏洩しないことはもちろん、第三者の利益のためにこれらを利用しません。」とありますが、見積の為に専門業者等に情報を開示することは問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
61	入札説明書 ・ 別紙総合評価基準	P1 ・ P5	4(3) 業務内容について 業務内容の実施設計に開発申請業務が含まれており、また評価基準項目に「開発コンサル」という言葉があります。 本事業の開発関連業務において、開発コンサルの業務内容および受注者との業務区分をお教え下さい。	開発コンサルの業務内容は、本業務の開発関連業務の遂行に必要と考えられる基本設計段階での行政との事前打ち合わせとします。 具体的な業務内容は、開発基本設計条件の整理検討業務(整地計画、道路計画、排水計画、緑地計画)、現況測量業務及び開発既設現況調査業務です。
62	別紙総合評価基準	P4	評価基準 表2 工事实績、実施設計実績に関して、 400床以上かつ30,000㎡(75㎡/床)と、300床以上かつ30,000㎡(100㎡/床)とがありますが、300床以上かつ30,000㎡(100㎡/床)の方が事例が少なく評価基準としては高くなっていると思えます。 300床以上かつ30,000㎡(100㎡/床)については、300床以上かつ20,000㎡(67㎡/床)に読み替えていただけないでしょうか？	評価基準については大阪はびきの医療センター実施設計・施工一括発注方式業務委託評価基準に記載の通りです。
63	別紙総合評価基準	P4	評価基準 表2 実施設計実績に関して、 民間のプロジェクトでは管理技術者という用語を使うケースは少ないので、民間病院を実績として用いる場合には、民間病院での法的設計者(確認申請書に押印した設計者)を管理技術者と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
64	別紙総合評価基準	P5	評価基準 表3 A)実施設計業務の実施方針に関する提案 ② 別途工事との漏れ、とありますが、現在予定している別途工事の内容および受注者との業務区分をお教え下さい。	要求水準書 図書番号1 1-2 別紙2 工事区分表にて示しています。
65	別紙総合評価基準	P5	評価基準 表3 C)施工業務の実施方針に関わる提案 近隣住民への配慮について、これまで近隣説明会等は開催しておりますか？開催されている場合は、その議事録等を公開してもらえますか。	要求水準書 図書番号5 5-7 近隣自治会等に対する説明状況にて示しています。
66	別紙 大阪はびきの医療センター実施設計・施工一括発注方式業務委託総合評価基準	P.5	「項目A)～D)に関する提案とE) VE提案 は提案の内容が重複しないこと」と記載がありますが、VE提案でコストメリットを提案した内容は、コスト以外のメリットがあっても項目A～Dでは提案してはいけないということでしょうか？	ご理解の通りです。
67	別紙 大阪はびきの医療センター実施設計・施工一括発注方式業務委託総合評価基準	P.5	評価項目 A)実施設計業務の実施方針に関する提案 において、「②開発コンサル～との漏れのない円滑な調整手法」との記載がありますが、開発コンサルはどのような業務を担当されるのでしょうか。また具体的に開発コンサル企業が決定しておりますらご教示ください。	開発コンサルの業務内容は、本業務の開発関連業務の遂行に必要と考えられる基本設計段階での行政との事前打ち合わせとします。 具体的な業務内容は、開発基本設計条件の整理検討業務(整地計画、道路計画、排水計画、緑地計画)、現況測量業務及び開発既設現況調査業務です。

68	別紙 大阪はびきの医療センター実施設計・施工一括発注方式業務委託総合評価基準	P.5	項目A)～D)に関する提案による原設計からの変更提案に伴うコストの増減は入札金額に反映させることで宜しいでしょうか。	反映させないこととします。ただし項目A)～D)において実施、実現できる効果的な具体的取組みでコスト増減が生じるものは提案の中にコストを記載してください。採否については、契約以降の協議により決定します。
69	入札説明書 ・ 別紙総合評価基準	P10 ・ P1	23(1) 総合評価基準1. ① 有識者で構成する審査委員会を設置するとありますが、審査委員の人数や、学識経験者、府、病院機構、ほか医療機関等の構成について詳細をご教示ください。また委員名は公表されますか。	審査委員は、学識経験者3名、病院関係者1名で構成します。公表については、落札者決定後を予定しています。
70	入札説明書 ・ 別紙総合評価基準	P10 ・ P1	23(2) 総合評価基準1. ④ 2) プレゼンテーション・ヒアリングの参加は5名までとありますが、パソコン等の操作要員は5名に含まないと考えてよろしいでしょうか。	含むこととします。
71	入札説明書 ・ 別紙総合評価基準	P10 ・ P1	23(3) 総合評価基準1. ④ 4) 技術提案資料による加算点の算出について、P5表3のE)VE提案についても、各委員が算出した点数の平均値とするのでしょうか。	ご理解の通りです。
72	共同企業体協定書(案)		共同企業体協定書の条文を適宜修正することは可能でしょうか。また、御機構には協定書の本書を提出するという認識でよろしいでしょうか。	契約時の協議によります。 本書提出先は、契約者とします。
73	要求水準書	第1章第1節第4 対象業務(2)実施設計業務オ (4ページ)	実施設計等CM業務受託者の行う実施設計のコンストラクションマネジメント業務の具体的な内容をご提示ください。	コンストラクションマネジメント業務委託仕様を基本とし、加えて総合評価における技術提案やVE提案の履行確認等を行うことを予定しています。施工期間のコンストラクションマネジメント業務委託は未定です。
74	要求水準書	第2章第2節第1 実施設計の業務仕様3業務の実施(1)一般事項イ(18ページ)	実施設計業務における積算業務において作成した「工事費内訳明細書」が入札時に提出した工事費内訳書と比べ、物価上昇や仕様変更により大きく増減した場合は「詳細設計付工事請負契約書(案)」第30条又は第31条により契約変更の対象となりますでしょうか。また、その場合の手順等流れをお教え下さい。	ご理解の通りです。手順については、第30条又は第31条に示す通りです。また詳細については協議にて決定します。